

観音寺市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長及び教育長から定期監査の結果に対する措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成31年 1月25日

観音寺市監査委員 佐伯文男

観音寺市監査委員 立石隆男

1 措置を講じた部局

観音寺市長

観音寺市教育長

2 監査実施期間

平成30年10月 6日から同年11月26日まで

3 監査結果報告書の提出日

平成30年11月30日

4 措置通知年月日

平成31年 1月11日付（観音寺市長）

平成31年 1月18日付（観音寺市教育長）

5 措置内容

別紙のとおり

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

| 対 象 部 局 | 市民部 生活環境課 | |
|---------|--|---|
| | 指 摘 事 項、意 見 等 | 措 置 内 容 |
| | <p>○出張命令について、旅費支給の根拠となる交通手段の記載もれが見受けられた。</p> | <p>○指摘事項を受け直ちに、庶務管理システムの出張入力 of 交通手段の記載をおこないません。</p> <p>　　今後はこのようなことがないように、庶務管理システムの出張入力時には入力者と庶務管理担当者の2名により確認を行い、承認者が最終の確認を行うことにより、記載もれがないように努めます。</p> |

| 対 象 部 局 | 市民部 大野原支所 | |
|---------|--|---|
| | 指 摘 事 項、意 見 等 | 措 置 内 容 |
| | <p>○ETCカードの利用がなかった。今後、必要かどうか検討されたい。</p> <p>○健康交流施設「おおのはら」(萩の湯)について、供用開始から20年が経過し、施設設備等の修繕も多くなっている。今後の方向性を検討されたい。</p> | <p>○今後の利用実績により検討します。</p> <p>○今後、現在の指定管理者との意見交換を行い、多様な結果について検討します。</p> |

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

| 対 象 部 局 | 市民部 豊浜支所 | |
|---------|---|---|
| | 指 摘 事 項、意 見 等 | 措 置 内 容 |
| | <p>○ETCカードについて平成28年度より使用履歴がなかった。保管のリスクも考慮し保有の有無を再考されてはどうか。</p> <p>○公用車の自動車運転日誌について、管理者の確認印漏れが見受けられた。適切な管理をされたい。</p> | <p>○今後使用機会がほぼないと考えられるため、12月14日退会手続きを行った。</p> <p>○確認印漏れについては押印した。今後は確認漏れのないよう、適切に管理していく。</p> |

| 対 象 部 局 | 市民部 伊吹支所 | |
|---------|--|---|
| | 指 摘 事 項、意 見 等 | 措 置 内 容 |
| | <p>○切手等の受払簿が確認印のない様式なので、共通の様式を使用されたい。</p> <p>○支出負担行為の書類に契約保証金免除の根拠法令の記入漏れが見受けられた。</p> <p>○公用車の自動車運転日誌の管理者確認印のもれが見受けられた。適切な管理をされたい。</p> <p>○出張命令簿の用務の記載もれが見受けられた。</p> | <p>○今後、共通用紙を使用する。</p> <p>○今後、根拠法令の記入を徹底する。</p> <p>○今後、適切な管理を行う。</p> <p>○今後、用務記載を徹底する。</p> |

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

| 対 象 部 局 | 健康福祉部 子育て支援課 | |
|---------|---|---|
| | 指 摘 事 項、意 見 等 | 措 置 内 容 |
| | <p>○出張命令について、旅費支給の根拠となる交通手段、用務の記載もれが見受けられた。</p> <p>○プリペイドカード使用簿に使用者名の記入欄がなかった。適切な様式に改められたい。</p> | <p>○入力時、交通手段や用務などについて、記載もれが無いよう指示し、承認時についても確認を徹底する。</p> <p>○使用簿に使用者を記入できるよう、様式を改めた。</p> |

| 対 象 部 局 | 健康福祉部 子育て支援課 伊吹保育所 | |
|---------|--|---------------------------|
| | 指 摘 事 項、意 見 等 | 措 置 内 容 |
| | <p>○切手の受払簿が確認印のない様式なので、共通の様式を使用されたい。</p> | <p>○共通の様式を使用することに改めた。</p> |

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

| 対 象 部 局 | 教育部 学校教育課 | |
|---|--|--|
| 指 摘 事 項、意 見 等 | 措 置 内 容 | |
| <p>小中学校共通事項</p> <p>○理科薬品の使用管理簿について いくつかの学校において、使用量の差引欄のないもの、管理責任者の確認印がないもの等があった。様式も各学校により異なっていたが、学校教育課で統一の様式を作成しているのので、統一様式を使用されたい。危険回避や事故防止を図るため、関連する法や各通知などに従い定期的に保管状況を確認するとともに、現在保有量を常に把握し、適正に管理されたい。</p> <p>○各学校で使用している USB メモリー管理簿について、学校により確認欄がないなど、様式が異なっていた。記載方法や管理方法の統一を図り、各学校に対し適切に指導されたい。</p> | <p>○学校教育課から配布済みの管理簿にて担当が常に保有量を把握し、また学期毎定期的に校長が管理簿を確認し、押印するよう、事務部研修会並びに小中校長研修会で周知した。</p> <p>○平成30年11月配布済みの管理簿に記載し、承認印を押印するよう、事務局研修会並びに小中校長研修会で周知した。</p> | |